

福生市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年 12 月

東京都 福 生 市

目 次

はじめに	1
第1章 総論	3
1 基本的な方針	3
2 対策の目的	4
3 被害想定	5
4 発生段階の考え方	8
5 対策実施上の留意点	9
第2章 役割分担及び実施体制	10
1 基本的な役割	10
(1) 国の役割	
(2) 東京都の役割	
(3) 福生市の役割	
(4) 医療機関等の役割	
(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関の役割	
(6) 登録事業者の役割	
(7) 一般の事業者の役割	
(8) 市民の役割	
2 市の実施体制	12
(1) 市対策本部の設置	
(2) 市対策会議の設置	
第3章 対策の基本項目	14
1 情報収集	14
2 情報提供・共有	14
(1) 情報提供手段の確保	
(2) 市民・事業者	
(3) 庁内における情報共有	
(4) 医療機関等との情報共有	
(5) 関係機関等との情報共有	
3 住民相談	18
4 感染拡大防止	18
(1) 個人対策	
(2) 学校等における対応	

(3) 施設の使用及び催物の開催制限等	
5 予防接種	20
(1) ワクチン	
(2) 特定接種	
(3) 住民接種	
6 医療	23
7 市民生活及び市民の経済安定の確保	24
(1) 市民生活の維持	
(2) 遺体に対する適切な対応	
(3) 事業者への支援	
(4) 市機能の維持	
第4章 各段階における対策	27
未発生期	27
1 情報収集	27
2 情報提供と情報共有	27
3 住民相談	28
4 感染拡大防止	28
5 予防接種	28
6 医療	28
7 市民生活及び市民の経済安定の確保	28
海外発生期	30
1 情報収集	30
2 情報提供と情報共有	30
3 住民相談	31
4 感染拡大防止	31
5 予防接種	31
6 医療	32
7 市民生活及び市民の経済安定の確保	32
国内発生早期（都内未発生期）	33
1 情報収集	33
2 情報提供と情報共有	33
3 住民相談	34
4 感染拡大防止	34
5 予防接種	34
6 医療	34
7 市民生活及び市民の経済安定の確保	35
都内発生早期	36
1 情報収集	36

2	情報提供と情報共有	36
3	住民相談	37
4	感染拡大防止	37
5	予防接種	38
6	医療	38
7	市民生活及び市民の経済安定の確保	38
	都内感染期	40
1	情報収集	40
2	情報提供と情報共有	41
3	住民相談	41
4	感染拡大防止	41
5	予防接種	42
6	医療	43
7	市民生活及び市民の経済安定の確保	44
	小康期	45
1	情報収集	45
2	情報提供と情報共有	45
3	住民相談	46
4	感染拡大防止	46
5	予防接種	46
6	医療	46
7	市民生活及び市民の経済安定の確保	46
	用語解説	48

はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法制定の背景及び目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。また、新型インフルエンザと同様に、その感染力の強さから社会的影響が大きい新たな感染症が発生する可能性もあります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」といいます。）は、新型インフルエンザや同様の危険性がある新たな感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」といいます。）等とあいまって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等への対策の強化を図るものです。

2 国における取組み及び特措法制定に至る経緯

国では、特措法の制定以前から新型インフルエンザについて、平成 17 年、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数回の部分的な改定を行い、対策を講じてきました。

さらに、平成 20 年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 30 号）」で、新型インフルエンザ対策の強化を図り、平成 21 年 2 月、新型インフルエンザ対策行動計画を改定しました。

平成 21 年 4 月、新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生して世界的な大流行となり、我が国でも発生後 1 年余りで約 2 千万人がり患したと推計されましたが、入院患者数は 1 万 8 千人、平成 22 年 9 月末現在で死亡者数は 203 人であり、死亡率は 0.16（人口 10 万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまりました。この際の対策実施を通じて、実際の現場での運用や、病原性が低い場合の対応等について多くの知見や教訓が得られました。

病原性が季節性並であったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などもみられ、病原性が高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、過去の教訓を踏まえつつ対策の実効性をより高めるための検討を重ね、平成 24 年 5 月、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性がある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が成立されるに至りました。

3 東京都の行動計画策定

東京都（以下「都」といいます。）では、国の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成17年12月に「東京都新型インフルエンザ対策行動計画」を、平成19年3月に「新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定しました。また、平成22年3月に「都政のBCP（新型インフルエンザ編）」を策定して、新型インフルエンザ対策を推進してきました。

平成25年4月に特措法が施行され、同年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が新たに作成されたことを踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範とするべく、都が既に策定してきた行動計画等を一本化し、特措法第7条に基づき新たな行動計画を作成しました。

この行動計画（以下「東京都行動計画」といいます。）は、特措法に基づき都の新型インフルエンザ等対策に関する基本方針及び都が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合など様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示した計画となっています。

4 福生市の行動計画の策定

福生市（以下「市」といいます。）では、平成25年6月に「福生市新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定し、新型インフルエンザ等が発生した際の対策組織について決めました。

市では、特措法の制定とともに政府行動計画や東京都行動計画が新たに策定されたことを踏まえて、特措法第8条に基づく「福生市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「福生市行動計画」といいます。）を策定しました。

第1章 総論

1 基本的な方針

(1) 策定根拠

福生市行動計画は、特措法第8条に基づき策定する計画です。

(2) 市の各種計画等との整合性

福生市行動計画の策定に際しては、福生市第4期総合計画や福生市地域防災計画など、関連する計画等との整合性を図ります。

(3) 対象とする感染症

福生市行動計画の対象とする感染症は、次の2つです。(以下「新型インフルエンザ等」といいます。)

ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」といいます。)

イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

(4) 計画の基本的考え方

福生市行動計画は、政府行動計画及び東京都行動計画に基づき、市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する対策を示すものとして策定しております。なお、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合にも弾力的に運用していきます。

また、福生市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する対策について、国、都、指定(地方)公共機関、医療機関、事業者及び市民の役割を示すと同時に、連携した対策の推進を図ります。

(5) 計画の推進

ア 福生市行動計画には、国及び都の動向を踏まえ、最新の科学的な知見を取り入れます。

イ 新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時から研修等を通じ、発生時の対応能力を高めていきます。

ウ 計画の実効性を高め具体的な対策とするため、マニュアル等を作成するなど、内容の充実に努めます。

(6) 計画の改定

行動計画を改定した場合には、福生市議会及び都知事に報告するとともに、公表します。

2 対策の目的

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が新型の病原体に対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されています。長期的には、国民の多くが罹患するものですが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供の許容量を超える事態が想定されます。そのような状況を回避するため、感染拡大を可能な限り抑制することが必要です。

また、罹患することにより事業者の欠勤者が多数に上り、この人的被害が長期化することで社会経済に影響を与えることとなります。このため、限られた人員により必要な業務を継続することが求められます。

これらのことから、以下の2点を対策の目的とします。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。2 市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。 |
|--|

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します。

ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、地域における医療体制の整備や国におけるワクチン製造のための時間を確保します。

イ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで患者数等が医療提供の許容量を超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにします。

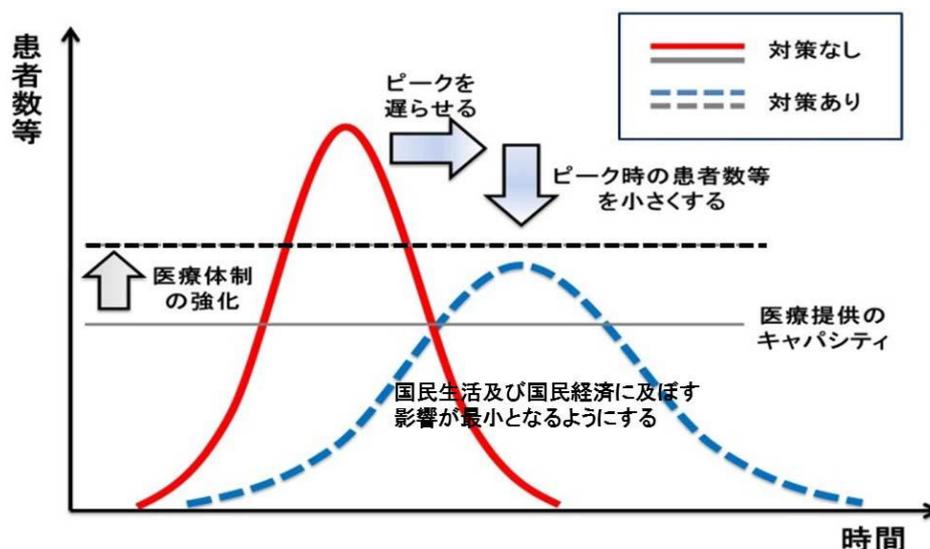
ウ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。

(2) 市民生活及び市の経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

ア 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らします。

イ 既存の「新型インフルエンザ発生時における事業継続計画（BCP）」を活用し、医療の提供の業務、市民生活及び市の経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

<対策の効果 概念図>



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定）

3 被害想定

新型インフルエンザは、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられますが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されます。

本行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置きますが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要です。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右されます。

また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能です。

本行動計画を策定するに際しては、政府行動計画を参考に、人口の集中する東京の特性を考慮し、市民の約 30% がり患するものとして流行予測を行いました。現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定するものです。

そのほか、社会・経済的な影響としては、従業員本人のり患や家族のり患等により、従業員の最大 40% 程度が欠勤することが想定されています。

＜被害想定＞

区分	国民	都 民	福生市
り患割合	約 25%がり患	約 30%がり患	約 30%がり患
患者数	1,300 万人 ～2,500 万人	3,785,000 人	17,603 人
健康被害	1 入院患者 53 万人～200 万人 2 死亡者 17 万人～64 万人	1 流行予測による被害 (1) 外来受診患者数 3,785,000 人 (2) 入院患者数 291,200 人 (3) 死亡者数 14,100 人 (インフルエンザ関連死亡者数) ※ 2 流行予測のピーク時の健康被害 (1) 1 日新規外来患者数 49,300 人 (2) 1 日最大患者数 373,200 人 (3) 1 日新規入院患者数 3,800 人 (4) 1 日最大必要病床数 26,500 床	17,603 人 1,354 人 65 人 229 人 1,735 人 18 人 123 床

＜被害想定算出根拠＞

○福生市の患者数

東京都行動計画に準じて市民（平成 26 年 4 月 1 日現在の人口：58,676 人）の約 30% がり患するとします。（政府行動計画では全人口の 25%がり患すると想定されています）

○福生市の健康被害

▷ 流行予測による被害

外来受診患者数 東京都行動計画に準じてり患者すべてが医療機関を受診するものとしてします。

入院患者数 東京都行動計画の外来受診患者数に対する入院患者数の割合に準じて算出します。

死亡者数 東京都行動計画の入院患者数に対する死亡者数の割合に準じて算出します。

▷ ピーク時の健康被害

1 日新規外来患者数 東京都行動計画の外来受診患者数に対する 1 日新規外来患者数の割合に準じて算出します。

1 日最大患者数 東京都行動計画の外来受診患者数に対する 1 日最大患者数の割合に準じて算出します。

1 日新規入院患者数 東京都行動計画の入院患者数に対する 1 日新規入院患者数の割合に準じて算出します。

1 日最大必要病床数 東京都行動計画の入院患者数に対する 1 日最大必要病床数の割合に準じて算出します。

※インフルエンザ関連死亡者数

インフルエンザの流行によって、インフルエンザによる直接死亡だけでなく、インフルエンザ感染を契機とした急性気管支炎や肺炎などの呼吸器疾患のほか、循環器疾患、脳血管疾患、腎疾患などを死因とする死亡も増加することが知られており、インフルエンザの流行評価の指標の一つとされています。

4 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、感染の発生段階に応じて講じるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

福生市行動計画で定める発生段階は、東京都行動計画の区分に合わせ①未発生期、②海外発生期、③国内発生早期、④都内発生早期、⑤都内感染期、⑥小康期の6つの区分とします。

なお、東京都行動計画で定める発生段階の移行は、必要に応じて都が国と協議し、東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下「都対策本部」といいます。）（本部長=都知事）が決定します。

政府行動計画		東京都行動計画		福生市 行動計画	状 態	
国	地方					
未発生期		未発生期		未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期		海外発生期		海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内 発生 早期	地域 未発 生期	国内発生早期		国内発生早期	国内で患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態	
	地域 発生 早期	都内発生早期		都内発生早期	都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
国内 感 染 期	地 域 感 染 期	都 内 感 染 期	<医療体制> 第1ステージ (通常の院内体制)	都 内 感 染 期	都 内 で 新 型 イン フ ル エン ザ 等 の 患 者 の 接 触 歴 が 疫 学 調 査 で 追 え な く な っ た 状 態	患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態
			第2ステージ (院内体制の強化)			流行注意報発令レベル（10人/定点）を目安とし入院サーベイランス等の結果から入院患者が急増している状態
			第3ステージ (緊急体制)			流行警報発令レベル（30人/定点）を目安とし、更に定点上昇中、かつ入院サーベイランス等の結果から病床がひっ迫している状態
小康期		小康期		小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し低い水準でとどまっている状態	

5 対策実施上の留意点

国、都、区市町村及び指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、又はその発生した時に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施するとともに、都の区域内で関係機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進します。

この場合において、次の点に留意します。

（１）基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等への対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、感染拡大防止に係る措置や国の緊急事態宣言が行われた場合に行う特措法第46条に基づく住民接種の実施等、住民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとし、

具体的には、法令の根拠があることを前提として、住民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

（２）柔軟な対応

特措法は新型インフルエンザ等が発生し、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるため、危機管理を主眼において、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ます。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要があります。

（３）関係機関相互の連携・協力の確保

都の新型インフルエンザ等対策本部と市の新型インフルエンザ等対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進します。

（４）記録の作成・保存及び公表

新型インフルエンザ等が発生した際は、対応を検証して教訓を得るため、市対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表します。

なお、記録の公表に際しては、福生市個人情報保護条例等に留意します。

（５）事業継続のための準備

新型インフルエンザ等対策を実施していくためには、感染規模が拡大するような感染期においても、市の危機管理体制を維持し対策を継続することが非常に重要です。このことを踏まえ、各部署の事業継続計画（BCP）を市職員に周知を図ります。

第2章 役割分担及び実施体制

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、国、都、市、医療機関、事業者、市民等、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、市民の生活及び経済活動を維持しなければなりません。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが罹患する可能性があり、お互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められます。

1 基本的な役割

(1) 国の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備します。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進します。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定します。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。

その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進めます。

さらに、特措法28条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため登録事業者に対して実施する特定接種について、実施主体として速やかに進めます。

(2) 東京都の役割

平常時には、東京都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備等、対策を推進します。

また、感染症法に基づき、感染症の発生動向の監視を行います。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制な

ど東京都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

(3) 福生市の役割

平常時には福生市行動計画に基づき、体制の整備、関係機関との調整など、対策を推進します。

発生時には、感染拡大の抑制、住民への予防接種や生活支援など、福生市行動計画で定めた対策を関係機関等と連携して的確かつ迅速に実施し、市内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進します。

(4) 医療機関等の役割

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医療品・医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進します。

発生時には、地域の医療機関や関係機関と連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療を提供するよう努めます。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関の役割

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進します。

発生時には、国、都及び市と相互に連携協力し、市民の生活が維持できるよう医療機能及び社会経済活動維持のための業務を継続します。

(6) 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民の生活及び社会機能維持に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行います。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、市等の新型インフルエンザ等対策の実施に協力します。

(7) 一般の事業者の役割

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努めます。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や市等が行う新型インフルエンザ等への対策に協力します。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力するなど感染防止策の徹底に努めます。

(8) 市民の役割

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザに対しても励行している手洗い、マスク着用、咳エチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努めます。

また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努めます。

発生時には、都や市等からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、り患が疑われる場合における医療機関の受診ルールを守り、感染拡大防止に努めます。

2 市の実施体制

特措法に基づき、国の新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われたときは、市は直ちに福生市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成 25 年福生市条例第 28 号。以下「条例」といいます。）で定めた新型インフルエンザ等対策本部（以下、「市対策本部」という。）を設置し、都対策本部と連携するなど、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進します。

また、保健衛生所管部長は、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合も、必要に応じて副市長、教育長及び部長等によって構成される「福生市新型インフルエンザ等対策会議（以下、「市対策会議」といいます。）を設置します。市対策会議では、庁内における情報の共有化とともに、国の基本的対処方針に基づく新型インフルエンザ等への対策を推進します。

また、国内で患者が発生した場合には、緊急事態宣言前であっても、必要に応じて市対策本部を設置します。

(1) 市対策本部の設置

ア 設置者 市長

イ 構成員 ①本部長 市長

②副本部長 副市長、教育長

③本部員 部長職及び危機管理担当所管課長職、保健衛生担当所管課長職、消防吏員等

※本部に本部長、副本部長及び本部員を置き、本部員は上記のほか、必要な職員を置くことができる。

ウ 事務局 危機管理担当所管課及び保健衛生担当所管課

(2) 市対策会議の設置

ア 設置者 保健衛生所管部長

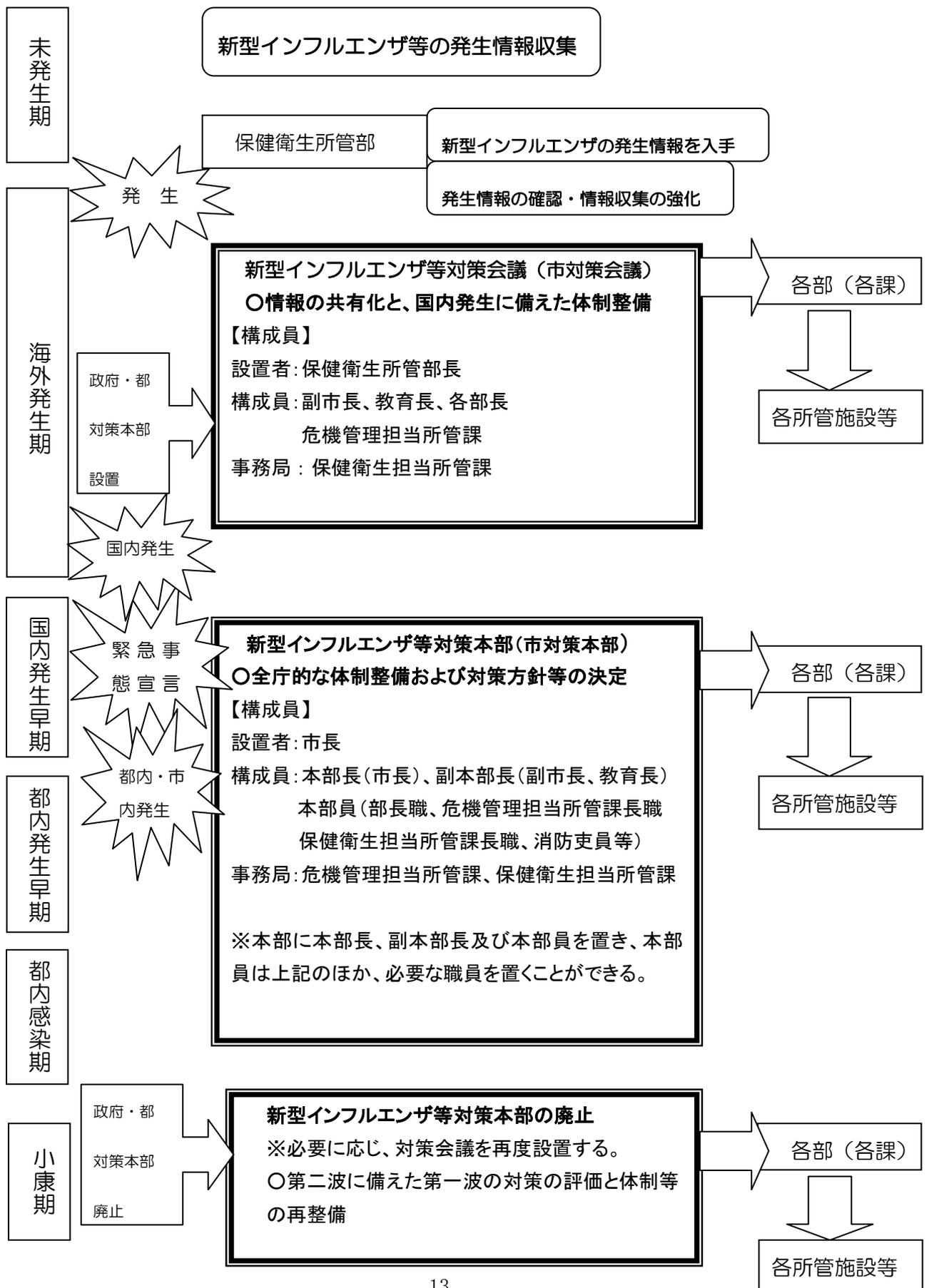
イ 構成員 ①副市長、教育長

②部長職

③危機管理担当所管課

ウ 事務局 保健衛生担当所管課

<危機管理体制イメージ>



第3章 対策の基本項目

福生市行動計画では、新型インフルエンザ等への対策の2つの目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。」及び「市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。」を達成するため、(1)情報収集、(2)情報提供・共有、(3)住民相談、(4)感染拡大防止、(5)予防接種、(6)医療、(7)市民生活及び経済活動の安定の確保の7つの基本項目に分けて、対策を定めます。

1 情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時、適切に実施するためには、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析して適切な判断につなげるとともに、その結果を市民及び関係機関等に迅速に還元することが重要です。

市は、海外発生期から都内発生早期の段階までは、情報が限られていることから、患者の臨床像等の特徴を把握するため、都及び医療機関等と連携してこれらの情報を積極的に収集し、国及び都等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。国内の患者数が増加した、都内感染期以降も引き続き、国及び都等の取組に適宜、協力し、情報収集に努めます。

2 情報提供・共有

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、都、区市町村、医療機関等、事業者及び市民の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、各発生段階において、正確で迅速な情報提供及びコミュニケーションが重要です。

(1) 情報提供手段の確保

市民の皆さんは、情報を受取る媒体や情報の受取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のため多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行います。

(2) 市民・事業者

ア 平常時の普及啓発

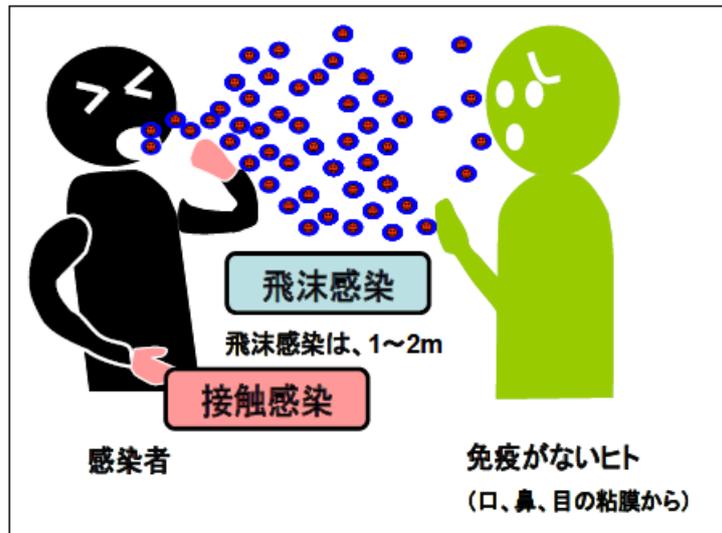
未発生期から、新型インフルエンザ等についての正しい知識と適切な予防策について周知を図ることが重要であり、市民一人ひとりが感染予防策を理解することで、はじめて感染拡大防止が可能となります。また、新型インフルエンザ等が発生した際、特に発生初期における患者への誹謗中傷、感染が確認された地域への風評被害が起きないように、新型インフルエンザ等には誰もがかり患する可能性があり、患者やその関係

者には責任がないことなど、正しい知識を普及啓発していくことが重要です。

このため、リーフレット、ホームページ等により、新型インフルエンザ等の感染予防策を周知し、発生した場合は、都や市からの情報に従って医療機関を受診するなど、感染拡大防止策の普及啓発を図ります。

<感染予防策>

新型インフルエンザの感染経路は、「飛沫感染（※1）」と「接触感染（※2）」であり、その予防には手洗いや咳エチケットなどが有効な対策です。



※1 飛沫感染 感染した人が咳やくしゃみをすることで、排泄するウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することで感染する経路を指します。

※2 接触感染 皮膚と粘膜・傷口の直接的な接触あるいは中間物を介する間接的な接触による感染する経路を指す。

出典：「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（東京都）

イ 発生時の情報提供

個人の人権の保護に十分留意し、国内、都内及び市内における感染状況、予防策及び発生段階に応じた適切な医療機関の受診等について、ホームページ等へ記事を掲載するなど、迅速に情報提供します。

ウ 報道発表

新型インフルエンザ等の発生時には、各部署における情報を保健衛生担当所管課が情報を集約化し、一元的に管理します。なお、公表する情報は、国や都に準じます。

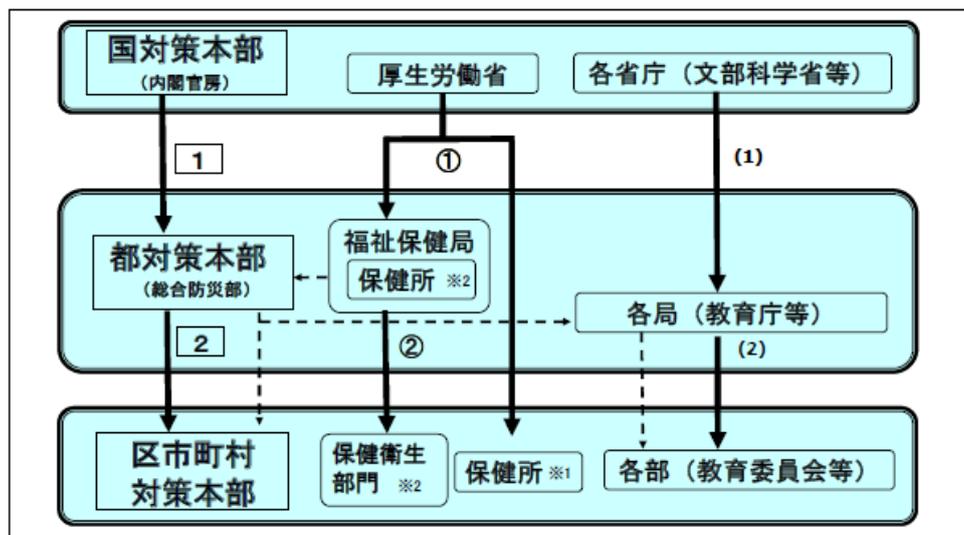
エ 患者等の個人情報

個人情報の取扱いについては、患者等の人権に十分配慮するとともに、報道発表の際は、誹謗中傷や感染が確認された地域の風評被害が起きないように留意します。

(3) 庁内における情報共有

国や都からの情報は、平常時と同様、保健衛生担当や教育委員会といった部門ごとに複数の経路で提供されます。このようなことから、それぞれの部門がどのような情報を保有しているかを確認し、情報の共有化を図る必要があることから、必要に応じて会議を開催します。

< 新型インフルエンザ等に関する国から区市町村への情報の流れ（国の通知等） >



※1 保健所設置市（特別区、八王子市及び町田市）

※2 ※1以外の市町村 福生市

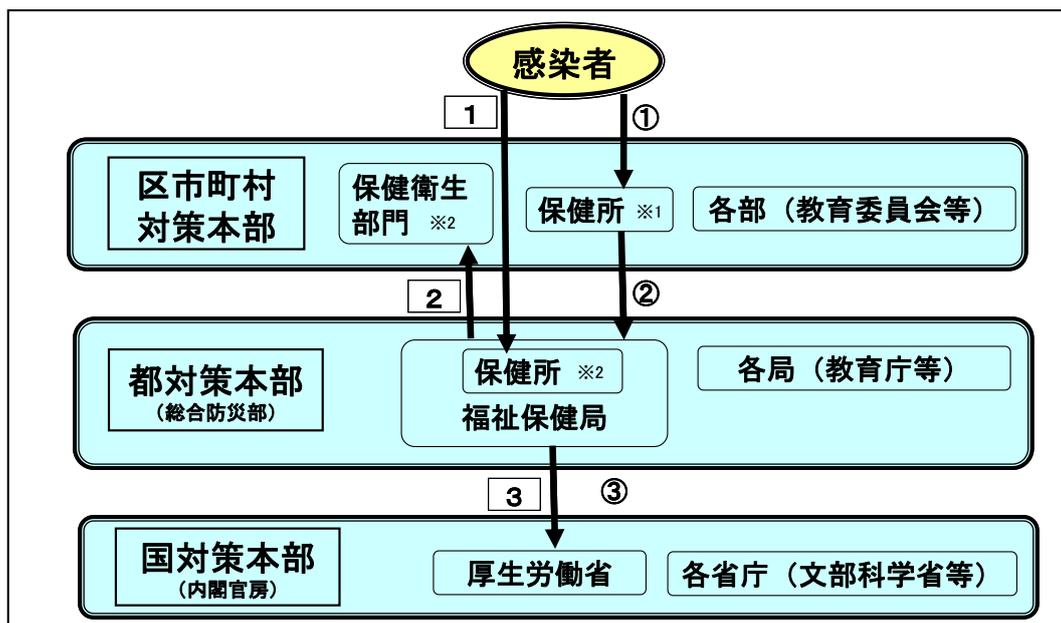
1→2 内閣官房からの情報の流れ

①→② 厚生労働省からの情報の流れ

(1)→(2) その他の省庁からの情報の流れ

-----> 重要な情報は、必要に応じて複数ルートで情報提供

<新型インフルエンザ等に関する感染者に関する区市町村との情報の流れ>



①→② 保健所設置市以外の市町村の感染者に関する情報の流れ 福生市
 ①→② 保健所設置市の感染者に関する情報の流れ

(4) 医療機関等との情報共有

平常時から市医師会、歯科医師会、薬剤師会等との情報の共有化を図り、新型インフルエンザ等発生時の医療供給体制を構築しておく必要があります。

また、都と連携し、二次保健医療圏における感染症地域医療体制ブロック協議会※1(西多摩保健所所管)での情報の共有化を図ります。

※1 感染症地域医療体制ブロック協議会

感染症指定医療機関(※2)、感染症診療協力医療機関(※3)等を中心とした医療連携体制の確保・連携を推進するため、都内を感染症指定医療機関ごとのブロックに分け、設置した協議会

※2 感染症指定医療機関

感染症法に規定された感染症に罹患した患者の入院医療を行う医療機関

※3 感染症診療協力医療機関

感染症患者又は感染症が疑われる患者の受入体制を有し、診断確定に至るまでの経過観察を行う医療機関(必要に応じて1~2日間程度の入院扱いを含む)

(5) 関係機関等との情報共有

指定(地方)公共機関等の関係機関とは、新型インフルエンザ等対策の実施にあたって相互に協力、連携する必要があることから、平常時から情報の共有化を図るとともに、発生時には緊密な連携がとれる準備を進める必要があります。

3 住民相談

都では、適切な感染予防策を促すため新型インフルエンザ等の発生後、速やかに新型インフルエンザ相談センターを設置することになっています。新型インフルエンザ相談センターでは、海外発生期から都内発生早期は、相談対応時に患者の受診先医療機関の案内及び受診時の注意事項等についての説明が行われます。保健所の開庁時間内は西多摩保健所に設置され、夜間・休日においては、都が提供する場所において保健所共同の相談センターが設置され、24時間対応します。都内感染期以降は、受診先医療機関の案内は終了し、保健医療に関する一般相談に対応することになっています。

一方、市でも同様に市民の不安を解消し、適切な感染予防策を促すため、国や都等から得られた最新の情報や感染予防策、医療機関への受診方法など、各種相談に応じられるような相談体制を整えます。

4 感染拡大防止

新型インフルエンザ等の流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保すること、また、流行のピーク時の患者数等を最小限にとどめ、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることを目的とします。

(1) 個人対策

個人における対策については、国内発生早期の段階から、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染防止対策を実践するよう促します。また、必要に応じ、不要不急の外出の自粛を呼び掛けます。

(2) 学校等における対応

ア 市立小・中学校

新型インフルエンザ等の疑い又はより患していると診断された児童・生徒への対応については、西多摩保健所の指示による病院への搬送（都内発生早期）、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努めます。集団発生がみられた場合は、西多摩保健所へ報告を行うとともに、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を講じます。

同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じます。

このような対応は、国の基本的対処方針や都からの要請等に基づき実施します。

イ 学童クラブ等

学童クラブ等については、児童の集団発生する可能性があるなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、発熱や咳、全身倦怠感などの症状があれば、

通所しない等の注意喚起をすることが重要です。都内発生早期の段階において、新型インフルエンザ等の症状が疑われる児童については、接触者の健康管理に努めるとともに、医師との連携により、児童へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、施設内の消毒等を行うなど感染拡大防止に努めます。

集団発生がみられた場合は、発生者の状況確認、児童の健康観察、必要に応じて臨時休所などの措置を講じます。

同じ地域内での流行が確認された場合は、施設内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、行事の自粛や臨時休所するなどの感染拡大防止策を講じます。これらの対応は、基本的対処方針や都からの要請等に基づき実施します。

ウ 幼稚園・保育施設等

幼稚園及び保育施設等については、乳幼児に集団発生する可能性があるなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、発熱や咳、全身倦怠感などの症状があれば、登園しない等の注意喚起が重要です。都内発生早期の段階において、新型インフルエンザ等のり患が疑われる園児については、接触者の健康管理に努めると共に、市や園医等との連携により、園児へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、施設内の消毒等を行うなど感染拡大防止に努めます。

集団発生がみられた場合は、発症者の状況確認、園児の健康観察、必要に応じて臨時休園するなどの措置を講じます。

同じ地域内での流行が確認された場合は、施設内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、行事の自粛及び臨時休園するなどの感染拡大防止策を講じます。これらの対応は、基本的対処方針や都からの要請等に基づき実施します。

エ 社会福祉施設等

高齢者・障害者等の社会福祉施設については、各施設設置者に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業などの措置をとるよう協力を求めます。

(3) 施設の使用及び催物の開催制限等

ア 事業者

事業者に対して、従業員の感染予防策の励行など健康管理、発熱等の症状がある利用者の施設の利用制限の対応、催物における感染拡大防止策や自粛の呼び掛け、施設の使用制限など感染拡大防止策の協力を依頼します。これらの協力依頼は、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて行います。

市は、平常時から新型インフルエンザ等発生時における感染拡大防止策の協力を求めることや、政府が緊急事態宣言を行った時は、特措法に基づき、政令の範囲内で、都知事が都民への外出自粛の要請や事業者に対する施設の使用制限を要請・指示する場合もあることを市民や事業者へ周知します。

イ 市の対応

緊急事態宣言前であっても、感染拡大防止のためには、人と人が集まる機会を減らすことが有効な対策と考えられることから、市自らが率先して、休止するイベントや

利用制限をする施設を明らかにし、広く周知します。

また、行政手続など申請窓口で感染拡大を防止できるよう、来庁者の動線を整理し、来庁者や職員への感染リスクを低下させるよう工夫したり、郵便等を積極的に活用し、対面機会を減らすよう努めます。

さらに、市の関連団体、委託業者に対しても、積極的な感染拡大防止策を実施するよう協力を依頼します。

5 予防接種

(1) ワクチン

ワクチンの接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめるとともに、患者数を医療提供可能な範囲内に収めることにつながります。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、新型インフルエンザ発生前に鳥インフルエンザ（H5N1 亜型）のウイルスで製造したプレパンデミックワクチンと新型インフルエンザ発生後の新型インフルエンザウイルスで製造するパンデミックワクチンの2種類があります。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限り記述します。

(2) 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うもので、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいいます。

特定接種の対象は、次のとおりです。

ア 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」といいます。）のうちこれらの業務に従事する人（厚生労働大臣の定める基準に該当する人に限ります。）

イ 新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員又は地方公務員

登録事業者のうち、特定接種対象となり得る人及び新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員については国を実施主体として、新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる地方公務員については、その地方公務員の所属する都道府県又は区市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施します。

(3) 住民接種

特措法において、住民の方に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣

言が行われた場合、特措法第 46 条に基づき予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなります。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなります。

なお、住民接種は市が実施主体となり、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう体制の構築を図ります。

＜住民接種の接種順位に関する基本的考え方＞

- ①パンデミックワクチンの接種対象者は全国民であるが、研究開発を進めている細胞培養技術が確立したとしても、パンデミックワクチンの供給の開始から全国民分の供給までには一定の期間を要するため、未発生期に、新型インフルエンザ等の発生後の状況に応じてパンデミックワクチンの接種順位を決定する際の基本的な考え方を整理し、それを踏まえて政府対策本部での確かつ迅速に決定し得るようにしておく。
- ②特定接種が行われない場合、まず、新型インフルエンザ等の患者の診療に直接従事する医療従事者から接種する。
- ③特定接種の対象となる者及び特定接種が行われない場合に先行的な接種の対象となる医療従事者以外の接種順位について、以下のとおりあらかじめ整理された接種の範囲・順位に係る考え方を基に、重症化しやすい者等、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部において決定する。
- ④住民接種の対象者については、以下の4群に分類する。
 - a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - i 基礎疾患を有する者
基礎疾患により入院中又は通院中の者をいう。平成21年のパンデミック時に取りまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による病状を踏まえ、発生時に基準を示す。
 - ii 妊婦
 - b 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
 - c 成人・若年者
 - d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）
- ⑤接種順位については、政府行動計画に示したように新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がされている場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方（重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方）もあることから、こうした考え方を踏まえ判断する。
- ⑥なお、この他、年齢によるワクチンの効果等も考慮する。
- ⑦ワクチン接種の順位等を決定する際には、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部において、決定する。なお、必要に応じ、基本的対処方針等諮問委員会に新型インフルエンザ等対策有識者会議の委員を含め学識経験者の出席を求める。

出典：新型インフルエンザ等対策ガイドライン「V予防接種に関するガイドライン」
（新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議）

6 医療

新型インフルエンザ等による市民の健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にするため、医療の提供は不可欠な要素です。新型インフルエンザ等がまん延した場合は、患者数の大幅な増加が想定されるため、限りある地域における医療資源（医療従事者等）を有効活用し、流行状況に応じた医療体制を整備する必要があります。

（１）医療体制の整備等

市は、西多摩医師会及び福生市医師会等と連携して地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制の確保に努めるとともに、診療時間の取りまとめなどを行い、住民へ周知します。また、国や都等からの要請に応じて、その対策等に適宜、協力します。

平常時には、都が実施する、健康被害を最小限に抑えるための適切な医療等を検討する感染症地域医療体制ブロック協議会（西多摩保健所所管）に参画し、新型インフルエンザ等の流行時の医療体制の構築を推進します。

また、一般医療機関においても、新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画の作成に努め、感染症の患者とそれ以外の患者との接触を避ける工夫や、医療従事者の感染防護に必要な資器材の準備など、個々の医療機関における院内感染防止対策を検討しておくことが重要です。

（２）新型インフルエンザ等の発生時における対応

海外発生期から都内発生早期までにおいては、感染拡大を抑制する対策がもっとも有効であるため、新型インフルエンザ等にり患した患者（疑似症を含む。）は、感染症指定医療機関で入院治療を行います。ある程度限定された医療機関で外来診療、入院治療を行うことで医療機関全体における混乱を回避するとともに他の医療機関等が都内感染期において新型インフルエンザ等の診療を行うための準備を行う期間にもなります。

新型インフルエンザ発生時には、新型インフルエンザ相談センターで新型インフルエンザのり患が疑われる患者は振り分けられ、都が指定している感染症診療協力医療機関（非公開）に案内されます。感染症診療協力医療機関は、都の要請に基づき、新型インフルエンザ等が疑われる患者を診察し、ウイルス検査の結果が判明するまでの経過観察を行う「新型インフルエンザ専門外来」を設置します。ウイルス検査の結果が陽性の場合には、重症度にかかわらず感染症指定医療機関へ移送され入院となります。

都内感染期においては、特別な医療体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で担うこととなります。そのため、患者は新型インフルエンザ相談センターを介さずに、直接受診に訪れることになり、また、入院が必要と判断された患者についても、通常の感染症診療を行う全ての一般入院医療機関において受け入れることとなります。一般医療機関での診察が始まる時期については、外来受入体制や休日・時間外等を含めた医療体制を提供できるよう対策を検討しておく必要があります。

市は国及び都において決定される発生段階の移行に関する情報収集を行い、迅速に情報提供するとともに、発生段階に応じた医療機関の役割分担について住民をはじめ、関係機

関に周知を図ります。

＜発生段階ごとの医療提供体制＞

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期			小康期
					通常院内体制	院内体制強化	緊急体制	
医療体制	外来	新型インフルエンザ 専門外来 (ウイルス検査実施) 陽性(+) 陰性(-)			すべての医療機関が対応 (基本はかかりつけ医)			
	入院	感染症指定医療機関	一般医療機関への入院または自宅療養	小児、重症患者受入可能医療機関の確保 備蓄医薬品の放出 特段の措置の要請 臨時の医療施設の活用				

(3) 臨時の医療施設等

新型インフルエンザ等の感染拡大により、医療機関が不足し医療提供に支障が生ずると認められる場合には、都は特措法第48条の規定に基づき、臨時の医療施設を設置開設します。

7 市民生活及び市民の経済安定の確保

新型インフルエンザは各地域での流行が約8週間程度続くと言われているように、新型インフルエンザ等が発生した時は、多くの市民がり患し、また、本人のり患や家族のり患等により、市民生活及び市民の経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがあります。

このようなことから、市、市民、医療機関及び事業者等は、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び市民の経済活動への影響が最小限となるように、発生時の行動など、事前に準備をすることが大切です。

(1) 市民生活の維持

ア 食料品及び生活必需品の確保と安定供給

新型インフルエンザ等が発生した場合、食料品・生活必需品等の生産、物流に影響が出るのが想定されます。福生市地域防災計画では、日常生活を維持するための対策として、3日分程度の水及び食料の備蓄が市民のとるべき措置とされていますが、新型インフルエンザ等の発生に備えて、食料品や生活必需品等の確保が望ましいことを普及啓発します。

また、食料品や生活必需品等の購入にあたり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、買占めなどを行わないよう啓発します。

イ 高齢者等への支援

高齢者施設等の福祉施設（入所施設）の運営を維持するため、感染予防を徹底するよう呼びかけるとともに、入所者の施設外部者との接触制限等により、感染拡大の防

止に努めるよう要請します。

また、外出を自粛する高齢者等の食料・生活必需品の調達について、地域住民団体やボランティア等、地域の実情に即した協力要請を検討します。

ウ ごみの排出抑制

平常時のごみ処理の維持が困難な場合は、ごみの収集回数や処理について状況を把握し、西多摩衛生組合等と協力して、市民及び事業者にごみの排出抑制への協力を要請します。

エ 行政手続上の申請期限の延長

特措法により、新型インフルエンザ等の発生時において、過去の大規模災害発生時のように、運転免許等の申請期限の延長の特例が可能となりました。特例措置が実施された場合は、国の政令等を迅速に分かりやすく周知するとともに、市条例に基づく申請期限等についても、必要に応じて同様の措置を行います。

(2) 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、遺体に対する適切な対応を行う必要があることから、遺族の意向や個人情報保護に留意するとともに、遺体からの感染防止対策に努め、火葬場の稼動について、瑞穂斎場組合に要請します。

また、感染状況に応じて集会の自粛要請も考えられることから、平常時に行っているような形態の葬儀が困難になる可能性があることについて、葬祭業者や市民の理解を得るよう努めます。

市で発行する「埋火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できる体制を整えます。「埋火葬許可証」の申請ができず、公衆衛生上の問題が生じる場合は、特措法第56条の規定に基づき「死亡診断書」により、迅速に埋火葬する特例措置を実施します。さらに、一時的に死亡者が急増した場合は、遺体からの感染予防策を実施します。

(3) 事業者への支援

国や都等が行う事業者への支援は、国や都等からの要請に応じて、適宜、周知を図ります。

(4) 市機能の維持

市は、新型インフルエンザ等の発生時、市民生活に影響がないように各種事業の継続を目的として事業継続計画（BCP）を必要に応じて見直しを行います。

また、市庁舎等における感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等が発生した場合については、庁舎の入口に感染予防に関する周知や、手洗い、うがいの励行等のポスターを掲示する等感染拡大防止に努めます。

市職員は、手洗いの徹底など感染予防策の励行と自己の健康管理に十分留意します。発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザの症状がある場合には、他者への感染を防止するため、マスク着用、咳エチケットを徹底するとともに、速やかに医療機関を受診し、

職場への連絡を遅滞なく行ったうえで、療養に専念し、出勤を自粛します。このため、全職員に対し感染予防を周知するとともに、所属長としての留意事項等を通知します。こうした、取組を通じ、職員の欠勤率をできるだけ減少させ、業務遂行に支障がないようにします。

第4章 各段階における対策

未発生期	○新型インフルエンザ等が発生していない状態 ○海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況
------	---

◇ 目的

- 発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図ります。
- 国や都等からの情報収集等により、発生の早期確認に努めます。

◇ 対策の考え方

- 都や近隣市町村、関係機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等発生時に備えて情報交換や連携体制の構築等を推進します。
- 市民及び事業者との共通の認識を図るため、新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関して継続的な情報提供を行います。

1 情報収集

国及び都、マスコミ報道等を通して新型インフルエンザ等に関連する情報収集を行います。

2 情報提供と情報共有

- (1) 市民等への新型インフルエンザ等に関する情報は、市広報紙、市ホームページ、メール配信サービス、ポスター掲示、チラシ設置、町会・自治会を通じた回覧等、多種多様な広報手段が取れるよう、あらかじめ整備するとともに、新型インフルエンザ等の基礎的知識や一般的な予防、家庭での備蓄などについて情報提供します。
- (2) 市内に居住する高齢者、障害者及び外国人など様々な対象者を想定し、発生段階ごとの効果的な広報の実施方法等について検討します。
- (3) 学校、学童クラブ、幼稚園、保育所等の保育施設、社会福祉施設等への広報の実施方法等について検討します。
- (4) 高齢者、障害者施設等の社会福祉施設や在宅サービス提供者等への広報の実施方法等

について検討します。

(5) 関係機関への情報提供と情報共有

ア 市内施設や関係機関等に本行動計画への理解と協力を求めるとともに、随時、情報提供を行うことができるように庁内の体制を整備します。

イ 市内施設や関係機関等と連携し、新型インフルエンザ等の発生時に必要な対応を図れるよう、連絡体制を整備します。

ウ 市内医療機関等に対し、迅速な情報提供ができる体制を整備します。

3 住民相談

新型インフルエンザ等の発生に備え、各部が連携した相談体制を構築するとともに、発生段階に応じた体制の整備を図ります。

4 感染拡大防止

市民をはじめ、学校や社会福祉施設、学童クラブ、幼稚園、保育所等保育施設などにマスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防対策の周知を図ります。

5 予防接種

(1) 特定接種

市職員の特定接種に向けた接種体制の構築を図ります。

(2) 住民接種

住民に対する予防接種体制の構築を図るため、市医師会等と協力し接種に携わる医療従事者等の確保や接種場所、接種時期、予約方法など、具体的な実施方法について検討します。

6 医療

(1) 医療体制の整備等

平時より、都と連携して地域医療の確保に努めるとともに、近隣自治体との会議等を通じて、医療確保に関する連携を図り、市の実情に応じた医療体制の整備を推進します。

7 市民生活及び市民の経済安定の確保

(1) 要援護者への支援

国及び都と連携し、都内感染期における在宅高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的手続きを検討します。

（２）市民生活、企業等の安定確保

個人や家庭における食料品や生活必需品の備蓄の必要性について啓発します。また、市内の企業等に対しては、日頃からの従業員の健康管理に努めるよう呼びかけます。

（３）市機能の維持

市機能に中断が生じないよう、市事業継続計画（BCP）を必要に応じて見直し、物資・資材の備蓄等を行います。また、職員に対する感染症予防対策の徹底を図ります。

（４）火葬体制の整備

瑞穂斎場組合等と連携し、火葬及び埋葬を円滑に行うための体制を整備します。また、一時的に遺体を安置できる施設等についての検討を行います。

海外発生期	<p>○海外で新型インフルエンザ等が発生した状態</p> <p>○国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態</p> <p>○海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況</p>
-------	---

◇ 目的

- 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、都内発生の遅延と早期発見に努めます。
- 都内発生に備えて体制の整備を行います。

◇ 対策の考え方

- 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない状況ですが、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるような準備を行います。
- 対策の判断に役立つため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する情報収集を行います。
- 海外での発生状況について注意喚起するとともに、都内での発生に備え、都内で発生した場合の対策についての情報提供を行います。また、市民、市内医療機関及び事業者等に準備を促します。

1 情報収集

- (1) 国及び都、マスコミ報道等を通して海外での新型インフルエンザ等の発生状況などの情報収集を行います。
- (2) 横田基地の状況等について、関係機関を通じ、情報収集を行います。

2 情報提供と情報共有

- (1) 新型インフルエンザ等の基本的知識、海外での発生状況、感染予防策、相談体制などについて、市広報紙、市ホームページ等、多様な媒体を使い広報します。
- (2) 市内に居住する高齢者、障害者及び外国人等に新型インフルエンザ等に関する広報を行います。
- (3) 学校、学童クラブ、幼稚園、保育所等の保育施設、社会福祉施設等を通じて新型インフルエンザ等に関する情報提供を行います。

(4) 高齢者施設等の社会福祉施設や在宅サービス提供者等に対し、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行います。

(5) 関係機関への情報提供

ア 市内医療機関及びその他関係機関等に対し、情報提供を行うとともに国内発生に備えた協力を要請します。

イ 市内施設、団体、関係機関等には関係部署を通して、情報提供を行うことができるよう庁内の体制を整備します。

3 住民相談

(1) 市は、国及び都等が作成した質疑応答集等を活用し、市民からの一般的な問い合わせに対応できるよう、適切な情報提供に努めます。

(2) 西多摩保健所に新型インフルエンザ相談センターが開設されます。また、夜間・休日においては、保健所が共同で相談センターを設置することとなっています。これらの設置情報や市民向けの質疑応答集などについて、市民への周知を行います。

(3) 新型インフルエンザ相談センターは、新型インフルエンザに感染した疑いのある方に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明等を行います。また、保健医療に関する一般相談に対応します。

4 感染拡大防止

市民をはじめ、学校や学童クラブ、幼稚園、保育所等の保育施設、社会福祉施設などにマスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防対策の注意喚起を行います。

5 予防接種

(1) 特定接種

国及び都と連携し、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について、情報収集を行います。特措法第 28 条に基づき、対象者に対する接種が決定された場合、国の基本的対処方針を踏まえ、対象となる市職員への特定接種を行います。

(2) 住民接種

国及び都と連携し、接種体制の準備を行います。

6 医療

(1) 市は、国や都から、医療に関する通知等があった際には、速やかに市内医療機関へ情報提供を行い、都と連携しながら国内発生に備えた体制を整備します。

(2) 都が指定している感染症診療協力医療機関（非公開）に新型インフルエンザ専門外来が開設され、新型インフルエンザのり患が疑われる患者は新型インフルエンザ相談センターより案内を受け、そこで診察が行われ、東京都健康安全研究センターでウイルス検査が行われます。ウイルス検査の結果、陽性と判明した場合、患者は重症度に関わらず感染症指定医療機関に移送され入院します。

7 市民生活及び市民の経済安定の確保

(1) 要援護者への支援

新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ周知します。

(2) 火葬体制の整備

瑞穂斎場組合等と連携し、火葬及び埋葬を円滑に行うための体制を整備します。また、一時的に遺体を安置できる施設等についての具体的な検討を行います。

<p>国内発生早期 (都内未発生)</p>	<p>○都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態(都以外の国内のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態)</p>
---------------------------	--

◇ 目的

- 都内での発生に備えた体制の整備を行います。
- 新型インフルエンザ等の発生に関する情報収集を行います。

◇ 対策の考え方

- 市内での発生に備えて感染拡大防止策等を行います。
- 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供・相談対応を行います。

1 情報収集

- (1) 国及び都、マスコミ報道等を通して国内での新型インフルエンザ等の発生状況や今後の対応策等の情報収集を行います。
- (2) 横田基地の状況等について、関係機関を通じ、積極的に情報収集を行います。

2 情報提供と情報共有

- (1) 新型インフルエンザ等の基本的知識、国内での発生状況、感染予防策などについて、市広報紙、市ホームページ等の広報媒体による情報提供を行い、混乱や風評被害の防止を図ります。
- (2) 市内に居住する高齢者、障害者及び外国人等に新型インフルエンザ等に関する情報提供を行います。
- (3) 学校、学童クラブ、幼稚園、保育所等の保育施設、社会福祉施設等を通じて新型インフルエンザ等に関する都内発生早期に備えた情報提供を行います。
- (4) 高齢者施設等の社会福祉施設や在宅サービス提供者等に対し、新型インフルエンザ等に関する都内発生早期に備えた情報提供を行います。
- (5) 関係機関への情報提供
市内医療機関及び関係機関等に対し、情報提供を行うとともに都内発生に備えた協力を要請します。

3 住民相談

- (1) 市は、国及び都等が作成した質疑応答集等を活用し、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供に努めます。
- (2) 都の新型インフルエンザ相談センターの設置情報や市民向けの質疑応答集などについて、市民への周知を行います。
- (3) 引き続き、新型インフルエンザ相談センターでは、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある方の問い合わせに対し、新型インフルエンザ等専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行います。

4 感染拡大防止

市民をはじめ、学校や学童クラブ、幼稚園、保育所等の保育施設、社会福祉施設などにマスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防対策を徹底するよう呼びかけます。

5 予防接種

- (1) 特定接種
特措法第 28 条に基づく接種が必要な場合、国の基本的対処方針を踏まえ、対象者となる者への特定接種を行います。
- (2) 住民接種
接種の順位に関する基本的な考え方や国の決定内容に基づき、円滑に住民接種ができるよう引き続き準備を進め、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、市医師会等の協力を得て速やかに住民接種を呼びかけます。
緊急事態宣言が発令された場合は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種として住民接種を実施します。

6 医療

- (1) 市では、国や都から、医療に関する通知等があった際には、速やかに市内医療機関へ情報提供を行い、都と連携しながら都内発生早期に備えた体制を整備します。
- (2) 引き続き、新型インフルエンザ専門外来において、新型インフルエンザのり患が疑われる患者の受入れが行われます。

7 市民生活及び市民の経済安定の確保

(1) 要援護者への支援

在宅高齢者及び障害者等、要援護者となる対象世帯の把握と生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等についての準備を行います。

(2) 市機能の維持

ごみ収集事業等、生活に必要な市の事業について、都内での発生、流行に備えた準備を行います。

(3) 火葬体制の整備

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。

都内発生早期	○都内で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態 (全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態)
--------	---

◇ 目的

- 都（市）内での感染拡大をできる限り抑えます。
- 患者に適切な医療を提供します。
- 感染拡大に備えた体制の整備を行います。

◇ 対策の考え方

- 感染拡大を止めることは困難ですが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行います。都（市）内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等を図ります。
- 市民に対し医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、積極的な情報提供を行います。
- 都内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び地域経済の安定確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぎます。
- 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、ワクチンの供給及び体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

1 情報収集

- (1) 国及び都、マスコミ報道等を通じて、都内での新型インフルエンザ等発生状況や市内の医療提供状況等について情報収集します。
- (2) 学校、学童クラブ、幼稚園、保育所等の保育施設、社会福祉施設等から発生状況に関しての情報を収集します。
- (3) 横田基地の状況等について、関係機関を通じ積極的に情報収集すると共に、基地内で発生した時には、基地に対してもその状況及び対応状況等を直接、情報提供するよう要請します。

2 情報提供と情報共有

- (1) 患者等の発生状況、感染予防策、相談体制、受診時の注意等について最新情報を提供します。
- (2) 市内に居住する高齢者、障害者及び外国人等に新型インフルエンザ等に関する情報提供を行います。

- (3) 学校、学童クラブ、幼稚園、保育所等の保育施設、社会福祉施設等を通じて、新型インフルエンザ等の都内感染期の備えに関する情報提供を行います。
- (4) 高齢者施設等の社会福祉施設や在宅療養サービス提供者等に対し、新型インフルエンザ等の都内感染期の備えに関する情報提供を行います。
- (5) 関係機関への情報提供
市内医療機関及び関係機関等に対し、迅速な情報提供と都内発生時の対応及び都内感染期に備えた準備を依頼します。
- (6) 緊急事態宣言が行われた際の対応について周知します。

3 住民相談

- (1) 市では、健康相談以外の様々な問い合わせに対応するため、相談内容の共有と相談の多い問い合わせの窓口一覧を作成するとともに、FAQ（よくある質問とその回答）により対応できるものについてはホームページで公表するなど、必要な対策を講じます。
- (2) 市民に対し、新型インフルエンザ相談センター（電話相談）の設置情報等を提供します。
- (3) 引き続き、新型インフルエンザ相談センターでは、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ等専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行います。

4 感染拡大防止

- (1) 市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策を勧奨します。
- (2) 学校は、新型インフルエンザ等の疑われる児童・生徒についての対応、接触者の健康管理に努めるとともに、市教育委員会や校医との連携により、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、校内の消毒等、感染拡大防止に努めます。
また、国の基本的対処方針や都からの要請等があった場合には、必要に応じて、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）についての措置を講じます。
- (3) 学童クラブ、幼稚園、保育施設等は、新型インフルエンザ等の疑われる児童、園児についての対応、接触者の健康管理に努めるとともに、市や医師との連携により、児童・園児へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、施設内の消毒等、感染拡大防止に努めま

す。また、国の基本的対処方針や都からの要請等があった場合には、必要に応じて、臨時休所についての措置を講じます。

- (4) 高齢者等の社会福祉施設は、利用者及び施設職員等の感染予防策の励行等の健康管理、当該感染症の症状がある者の出勤制限や施設利用制限、受診勧奨等の感染拡大防止策を国の基本的対処方針や都の要請等に基づき実施します。

5 予防接種

(1) 特定接種

対象者に対して接種が必要な場合は、国の基本的対処方針を踏まえ、特措法第28条に基づく特定接種を行います。

(2) 住民接種

接種の順位に関する基本的な考え方や国の決定内容を確認し、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、市医師会等の協力を得て速やかに住民接種を開始します。

ア 国の緊急事態宣言が行われた場合

国が決定した接種順位等に従い、臨時接種（特措法第46条、予防接種法第6条第1項）を実施します。

イ 国の緊急事態宣言が行われていない場合

国が決定した接種順位等に従い、新臨時接種（予防接種法第6条第3項）を実施します。

6 医療

- (1) 市は、国や都から、医療、医療提供体制の移行等に関する通知等があった際には、速やかに市内医療機関へ情報提供を行い、都と連携しながら都内感染期に備えた体制を整備します。都内感染期に移行した際には、一般医療機関が診療を担うことになる旨を周知します。

- (2) 引き続き、新型インフルエンザ専門外来において、新型インフルエンザのり患が疑われる患者の受入れ・診察が行われ、東京都健康安全研究センターでウイルス検査が行われます。ウイルス検査の結果、陽性と判明した場合、患者は重症度に関わらず感染症指定医療機関に移送され入院します。

7 市民生活及び市民の経済安定の確保

(1) 要援護者への支援

必要に応じ、在宅高齢者及び障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問

看護、訪問診療、食事提供等)、搬送、死亡時の対応を行います。また、要支援者への支援について、関係団体や地域団体、ボランティア、事業者等に協力を依頼します。

(2) 市機能の維持

ごみ収集事業等、生活に必要な市の事業について継続すると共に、都内感染期に備え、市関連事業の休止や施設の貸出中止、休館などの対応を検討します。

(3) 火葬体制の整備

瑞穂斎場組合と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めます。また、遺体安置の候補地を選定し運用の準備を行います。

都内感染期	○都内で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態 (全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができない状態)
-------	--

◇ 目的

- 医療体制を維持します。
- 健康被害を最小限に抑えます。
- 市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑えます。

◇ 対策の考え方

- 感染拡大を止めることは困難なことから、都内発生早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減策へ対策の主眼を変更します。
- 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について積極的な情報提供を行います。
- 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減します。
- 医療体制の維持に全力を尽くし、患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害が最小限にとどまるように努めます。
- 欠勤者の増大が予測されますが、市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続します。また、その他の社会活動をできる限り継続します。
- 住民接種は、受診患者数を減少させたり入院患者数や重症者数を抑えるなど、医療体制への負荷を軽減するため、早期に開始できるよう準備を急ぐと同時に、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。
- 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図ります。

1 情報収集

- (1) 国及び都、マスコミ報道等を通じて、都内等での新型インフルエンザ等発生状況や市内の受診状況及び医療提供状況等について引き続き情報収集します。
- (2) 学校、学童クラブ、幼稚園、保育所等の保育施設、社会福祉施設等から発生状況に関しての情報を収集します。
- (3) 横田基地の状況等について、関係機関及び横田基地より引き続き情報収集を行います。

2 情報提供と情報共有

- (1) 市内での発生状況、感染予防策など最新情報を市民に情報提供し、パニック等の防止を図ります。また、都内及び市内の流行状況に応じた医療体制及び受診方法の周知を図ります。
- (2) 市内に居住する高齢者、障害者及び外国人等に配慮して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行います。
- (3) 学校、学童クラブ、幼稚園、保育所等の保育施設、社会福祉施設等を通じて、新型インフルエンザ等の対応に関する情報提供を行います。
- (4) 高齢者施設等の社会福祉施設や在宅療養サービス提供者等に対し、新型インフルエンザ等の対応に関する情報提供を行います。
- (5) 都より、指定地方公共機関、医療機関等の関係機関に対し、都内感染期への移行、入院医療体制の転換など新たな対応について情報提供されることから、市としても状況に応じながら医療機関等の関係機関に対し、迅速かつ正確に情報提供します。

3 住民相談

- (1) 市では、市民からの相談内容の変化に応じて、相談体制を変更します。また、健康相談以外の様々な問い合わせに対応するため、相談内容の共有と相談の多い問い合わせの窓口一覧を作成するとともに、FAQ（よくある質問とその回答）により対応できるものについてはホームページで公表するなど、必要な対策を講じます。
- (2) 市民に対し、新型インフルエンザ相談センター（電話相談）の設置情報等を提供します。
- (3) 入院医療体制の転換により、新型インフルエンザ専門外来は終了し、新型インフルエンザ相談センターでは、専門外来への振り分けを終了します。保健医療に関する相談対応は引き続き行われます。平日昼間の保健所開庁時間帯は西多摩保健所において、休日・夜間の保健所開庁時間帯における一般相談にかかる業務は都が民間のコールセンターへ委託し対応します。相談体制は、病原性や感染力、一般医療機関での受入れ体制の整備、相談件数など状況に応じて変更されます。

4 感染拡大防止

- (1) 市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い等の徹底や、不要不急の外出自粛を

呼びかけ、感染拡大防止又は感染による従業員の不足により、様々なサービスが平常時より低下することの理解と協力を依頼します。

(2) 学校は、新型インフルエンザ等の疑われる児童・生徒についての対応、接触者の健康管理に努めるとともに、市教育委員会や校医との連携により、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、校内の消毒等、感染拡大防止に努めます。

また、国の基本的対処方針や都からの要請等があった場合には、必要に応じて、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）についての措置を講じます。

(3) 学童クラブ、幼稚園、保育施設等は、新型インフルエンザ等の疑われる児童・生徒についての対応、接触者の健康管理に努めるとともに、市や医師との連携により、児童・園児へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、施設内の消毒等、感染拡大防止に努めます。また、国の基本的対処方針や都からの要請等があった場合には、必要に応じて、臨時休所についての措置を講じます。

(4) 高齢者等の社会福祉施設は、利用者及び施設職員等の感染予防策の励行等の健康管理、当該感染症の症状がある者の出勤制限や施設利用制限、受診勧奨等の感染拡大防止策を国の基本的対処方針や都の要請等に基づき実施します。

(5) 緊急事態宣言が発令された場合には、都が実施する不要不急の外出自粛要請や学校等の施設使用制限等の情報を市民等へ提供し、理解・協力を求めます。

5 予防接種

(1) 特定接種

対象者に対して、接種が必要な場合は、国の基本的対処方針を踏まえ、特措法第28条に基づく特定接種を行います。

(2) 住民接種

接種の順位に関する基本的な考え方や国の決定内容を確認し、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、市医師会等の協力を得て速やかに住民接種を開始します。

ア 国の緊急事態宣言が行われた場合

国が決定した接種順位等に従い、臨時接種（特措法第46条、予防接種法第6条第1項）を実施します。

イ 国の緊急事態宣言が行われていない場合

国が決定した接種順位等に従い、新臨時接種（予防接種法第6条第3項）を実施します。

6 医療

新型インフルエンザ等の診療については、特別な医療体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の感染症診療を行う全ての医療機関で担うこととなります。

このため、患者は新型インフルエンザ相談センターを介さずに直接受診します。入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者についても、通常の感染症診療を行う全ての医療機関が受入れます。

市民には新型インフルエンザ等に感染した疑いがある場合、かかりつけ医への受診を勧めます。

(1) 第1ステージ(通常の院内体制)

ア 新型インフルエンザ等の患者の外来診療については、原則として、かかりつけ医が対応し、かかりつけ医において入院治療が必要と判断した場合には、重症度に応じて受入れが可能な医療機関への紹介又は搬送を行うよう、医療機関に周知します。

イ 一般病床を有する全ての医療機関が、医療機能に応じて新型インフルエンザ等の患者の入院受け入れを行い、とりわけ感染症入院医療機関は、あらかじめ都に登録した病床数に応じて、円滑に患者を受け入れるよう、都は医療機関に周知します。

ウ 重症患者受け入れ可能医療機関の機能を確保するため、市民に対し、外来診療についてはかかりつけ医への受診を促すなどの協力を呼びかけます。

エ 抗インフルエンザウイルス薬の流通在庫情報の把握に努めます。

(2) 第2ステージ(院内体制の強化)

ア 都より、入院医療機関に対して、通常の体制では入院受け入れが困難となった場合に、院内の医療スタッフの応援体制整備、入院期間の短縮や新規入院、手術の一部中止及び延期などの特段の措置を講じるよう要請があった場合は、医療機関に周知します。

イ 医師会や薬剤師会に対し、あらかじめ整備している医療体制等に基づき、市内の重症患者の受け入れが可能な医療機関に対する支援を行うよう協力を依頼します。

(3) 第3ステージ(緊急体制)

ア 都は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、都内医療機関の収容能力を超えたと判断した場合は、既存の病床以外に各医療機関の敷地内(院内の食堂や講堂等)に臨時スペースを暫定的に確保し、備蓄ベッドなどを配置することにより、更なる患者の収容を図るよう、医療機関に要請します。市は、都からの要請に従い、医療機関に周知します。

イ 引き続き、医師会、薬剤師会に対し、市内の重症患者受け入れ可能医療機関に対する支援を行うよう依頼します。

(4) 緊急事態宣言時の対応

国の緊急事態宣言が行われた際に、都が状況を判断し、臨時の医療施設を開設する

ことになった場合、市は都と連携し、市内の医療機関等との連絡調整等を行います。

7 市民生活及び市民の経済安定の確保

(1) 要援護者への支援

必要に応じ、在宅高齢者及び障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応を行います。また、要支援者への支援について、関係団体や地域団体、ボランティア、事業者等に協力を依頼します。

(2) 市民等への要請

国が国民に対して要請する食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動について、市民に呼びかけます。事業者に対しては、都等と連携した上で食料品、生活必需品等の価格高騰や買占め、売り惜しみが生じないように、必要に応じた要請を行います。

また、通常のごみ収集回数の維持が困難になる事態に備え、市民や事業者にごみの減量化を求める要請を行います。

(3) 市機能の維持

ごみ収集事業等、生活に必要な市の事業を継続します。

また、市関連事業の休止や施設の貸出中止、休館など、状況に応じた対応を行います。

(4) 火葬体制の整備

瑞穂斎場組合に対し、可能な限り火葬炉を稼働するよう要請します。死亡者が増加して火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合は、遺体安置所の設置、運用を行います。

また、公衆衛生上の危害の発生を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは、特措法第56条に基づき、埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行います。

（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めます。）

<墓地、埋葬等に関する法律の手続の特例>

新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市町村は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行うものとする。

「新型インフルエンザ等対策ガイドライン（平成25年6月26日新型インフルエンザ）等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」

小 康 期	○新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ○大流行は一旦終息している状況
-------	---

◇ 目 的

○市民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備えます。

◇ 対策の考え方

○第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について、市民に情報提供します。

○情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。

○第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

1 情報収集

(1) 国及び都、マスコミ報道等を通じて、国内での新型インフルエンザ等発生状況等について情報収集します。

(2) 横田基地の状況等について、関係機関及び横田基地より情報収集を行います。

2 情報提供と情報共有

(1) 国の緊急事態解除宣言が行われた場合には、都が実施する不要不急の外出自粛要請解除や学校等の施設使用制限解除等について、市民等に情報提供します。

(2) 流行の第二波に備え、新型インフルエンザ等に関する情報を市民に提供するとともに、感染予防策の継続等呼びかけます。

(3) 市内に居住する高齢者、障害者及び外国人等に配慮して、新型インフルエンザ等の第二波の備えに関する情報提供を行います。

(4) 学校、学童クラブ、幼稚園、保育所等の保育施設、社会福祉施設等を通じて、新型インフルエンザ等の第二波の備えに関する情報提供を行います。

(5) 高齢者施設等の社会福祉施設や在宅療養サービス提供者等に対し、新型インフルエンザ等の第二波の備えに関する情報提供を行います。

(6) 国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、市内医療機関及び関係機関等に対し患者発生状況や新型インフルエンザ等の第一波の終息と、第二波発生に備えた対策の方針を伝え、

合わせて市内医療機関及び関係機関等の現状を把握します。

3 住民相談

当面の間、相談に応じられる体制を維持し、その後、都と連携しながら、相談件数の減少に伴い、相談窓口体制の縮小について検討します。

4 感染拡大防止

新たな発生や流行に備えて、感染拡大防止策の見直しを図るとともに、必要な体制を整備します。

5 予防接種

市医師会等の協力を得て住民接種を実施します。

(1) 国の緊急事態宣言が行われている場合

国が決定した接種順位等に従い、臨時接種（特措法第46条、予防接種法第6条第1項）を実施します。

(2) 国の緊急事態宣言が行われていない場合

流行の第二波に備え、国が決定した接種順位等に従い新臨時接種（予防接種法第6条第3項）を実施します。

6 医療

医療機関に対して、平常の医療サービスが提供できる体制への速やかな復帰を呼びかけます。

7 市民生活及び市民の経済安定の確保

(1) 要援護者への支援

状況に応じ、平常時の体制に移行します。

(2) 遺体に対する適切な対応

遺体安置所は、死亡者数の状況を踏まえて、順次閉鎖します。

(3) 対策の縮小・中止等

国及び都等と連携し、市内の状況等を踏まえ新型インフルエンザ等対策を縮小・中止します。

(4) 市機能の回復

状況に応じて平常時の体制に移行します。第二波に備えて事業継続計画（BCP）の検証や改定を行います。

【用語解説】

1. インフルエンザ

インフルエンザは、インフルエンザウイルスによる感染症で、原因となるウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

2. 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

3. 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

4. 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染予防策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

5. 死亡率（Mortality Rate）

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

6. 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそ

れがあると認められるものをいう。

7. パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が免疫を持たず、人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

8. 致命率

流行期間中に新型インフルエンザにり患した者のうち、死亡した者の割合。

9. サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

特に人の感染症に関しては、感染症法にもとづき、感染症の発生状況（患者および病原体）の把握および分析が行われている。

10. 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

11. 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤（タミフル、リレンザなど）。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

12. 指定行政機関

内閣府設置法等に規定される機関で、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令で定める機関。内閣府や厚生労働省などが規定されている。

13. 指定公共機関

特措法第2条第6項に規定 「独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの」

14. 指定地方公共機関

特措法第2条第7項に規定 「都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するもの」

15. 登録事業者

特措法第28条第1項第1号に規定 「医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの」

16. 基礎疾患を有する者等

新型インフルエンザにり患することで重症化するリスクが高いと考えられてい

る者をいう。通常のインフルエンザでの経験に加え、新型インフルエンザ等についての海外の知見により、以下の者が該当すると考えられる。

妊婦、幼児、高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性心疾患・代謝性疾患（糖尿病等）・腎機能障害・免疫不全（ステロイド全身投与等）等を有しており治療経過や管理の状況等を勘案して医師により重症化へのリスクが高いと判断される者等。

17. 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関および結核指定医療機関のこと。

＊ 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

＊ 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

＊ 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

18. 感染症病床、結核病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症および新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床であり、結核病床とは、結核の患者を入院させるための病床である。いずれも指定権限は都道府県にある。

19. 感染症診療協力医療機関（都）

海外発生期から都内発生早期まで新型インフルエンザの疑い患者を診察し、診断確定までの経過観察を行う専門外来を設置するため、都が指定する医療機関。感染症診療協力医療機関は、都の要請により、速やかに専門外来を開設する。

20. プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在はH5N1亜型を用いて製造）。

21. パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

22. 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

福生市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年 12 月

編集・発行 福生市福祉保健部健康課

〒197-0011 東京都福生市大字福生 2125-3 番地
電話 042 (552) 0061